

船舶インシデント調査報告書

令和4年11月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和4年3月25日 14時00分ごろ
発生場所	東京都江戸川区の旧江戸川河口付近 15号地南信号所から真方位048° 2.2海里付近 (概位 北緯35° 38.3′ 東経139° 52.1′)
インシデントの概要	プレジャーボートエムズは、西進中、浅瀬に座洲した。
インシデント調査の経過	令和4年5月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート エムズ、0.7トン
船舶番号、船舶所有者等	241-18715 神奈川、有限会社メリットシステム
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約2.8m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、試運転の目的で、約13ノットの対地速力で西進中、浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に座洲した。</p> <p>本船は、船長が本インシデントの発生を海上保安庁に通報した後、来援したマリーナの船舶によって本件浅瀬から引き出され、マリーナまでえい航された。</p> <p>船長は、海図等で水深を確認していなかったが、以前に本件浅瀬付近を航行する船舶を見たことがあったので、本船も航行できると思った。</p> <p>本船は、GPSプロッターを装備していなかった。</p>
分析	本船は、西進中、船長が、以前に本件浅瀬付近を航行する船舶を見たことがあり、本船も航行できると思い、本件浅瀬に向かって航行を続けたことから、本件浅瀬に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、西進中、船長が、以前に本件浅瀬付近を航行する船舶を見たことがあり、本船も航行できると思い、本件浅瀬に向かって航行を続けたため、本件浅瀬に座洲したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、事前に航行する海域の水路調査を行うこと。